

(参考)

幹部公務員の職務内容等について

総務省人事・恩給局

平成 15年 7月 2日

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
<p>内閣総理大臣 (1人)</p>	<p>内閣(-) 憲法 第65条 行政権は、内閣に属する。 第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。 第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。 二 外交関係を処理すること。 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。 五 予算を作成して国会に提出すること。 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。</p>	<p>憲法 第68条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。 第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。</p> <p>内閣法 第4条 2 閣議は、内閣総理大臣がこれを主催する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。 第5条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。 第6条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。 第7条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。 第8条 内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる。</p> <hr/> <p>・内閣府の長であり、内閣府に係る事項についての主任の大臣。 ・内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。 ・任命権者(国家公務員法第55条の規定に基づく任命権者をいう。以下同じ。)</p> <p>国公法第55条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関(内閣府を除く。)に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。</p> <p>・各省各庁の長(財政法第20条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)</p> <p>財政法第20条 2 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各庁の長という。)は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。</p>	<p>天皇</p> <p>必要手続等 国会の議決による指名 資格 文民、国会議員</p>
<p>国務大臣 (17人以内)</p>	<p>内閣(-)</p> <p>・内閣府(36,481人)：内閣に置かれる機関 ・省{総務省(5,457人)、法務省(50,918人)、外務省(5,409人)、財務省(71,938人)、文部科学省(136,925人)、厚生労働省(100,529人)、農林水産省(26,249人)、経済産業省(8,551人)、国土交通省(64,664人)、環境省(1,070人)}：内閣の統括の下に行政事務をつかさどる機関 ・防衛庁(23,891人+自衛官：258,290人)：内閣府の外局として置かれ</p>	<p>内閣法 第3条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。 2 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。 第4条 3 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。</p>	<p>内閣総理大臣 認証官 資格 文民、過半数は国会議員 罷免手続等 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。</p>

・各省大臣

国家行政組織法

第5条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

第10条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

第11条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第12条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

第14条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第15条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるることができる。

・任命権者

・各省各庁の長

内閣法

第13条 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

2 内閣官房長官は、国務大臣をもつて充てる。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。

内閣府設置法

第8条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている機関（以下「大臣庁等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

第9条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもつて充てる。

第12条 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 特命担当大臣は、その掌理する第四条第一項及び第二項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

3 特命担当大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

4 特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項につい

		て内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。	
		自衛隊法 第8条 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行うものとする。	
副大臣 副長官 (22人)	内閣府 各省 防衛庁	内閣府設置法 第13条 3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)をつかさどり、政務(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)を処理する。 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。 第59条 3 副長官は、その庁の長である長官の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。 国家行政組織法第16条 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。 4 副大臣が二人置かれた省においては、各副大臣の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長である大臣の定めるところによる。	内閣 認証官 必要手続等 主任の大臣の申出 * 内閣総辞職の際には失職
大臣政務官 長官政務官 (26人)	内閣府 各省 防衛庁	内閣府設置法 第14条 2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)に参画し、政務(大臣庁等の所掌に係るものを除く。)を処理する。 3 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。 第60条 3 長官政務官は、その庁の長である長官を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。 4 各長官政務官の行う前項の職務の範囲については、その庁の長である長官の定めるところによる。 国家行政組織法第17条 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。	内閣 必要手続等 主任の大臣の申出 * 内閣総辞職の際には失職
事務次官 (12人)	内閣府 各省 防衛庁	内閣府設置法第15条 2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府(宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。)の各部局及び機関の事務を監督する。 第61条 2 前項の事務次官は、その庁の長である長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。 国家行政組織法第18条 2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。	各府省の大臣及び防衛庁長官

<p>金融庁長官 (1人)</p>	<p>金融庁(981人) ・内閣府の外局として置かれる庁</p>	<p>内閣府設置法 第58条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。 2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。 6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。 7 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。 8 各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるることができる。</p> <p>・任命権者</p>	<p>内閣総理大臣</p>
<p>統合幕僚会議 議長 (1人)</p>	<p>防衛庁(23,891人+自衛官:258,290人) 統合幕僚会議(2,304人) ・防衛庁に置かれる特別の機関 【統合幕僚会議の所掌事務】 次の事項について長官を補佐するほか、統合幕僚会議に附置する機関を管理する 一 統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に関すること。 二 統合警備計画の作成及び幕僚監部の作成する警備計画の調整に関すること。 三 統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に関すること。 四 統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に関すること。 五 出勤時その他統合運用が必要な場合として長官が定める場合における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整に関すること。 六 自衛隊法第二十二條第一項又は第二項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るもの(同項の規定により編成されたものにあつては、前号に規定する長官が定める場合に該当する場合において、特に必要があるとして長官が命じたときに限る。)の運用に係る長官の指揮命令に関すること。 七 防衛に関する情報の収集及び調査に関すること。 八 その他長官の命じた事項に関すること。</p>	<p>防衛庁設置法 第27条 統合幕僚会議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をもつて組織する。 2 議長は、専任とし、自衛官をもつて充てる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。 3 議長は、統合幕僚会議の会務を総理する。 4 統合幕僚会議の議事の運営については、長官が定める。</p>	<p>防衛庁長官</p>
<p>陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 (各1名)</p>	<p>陸上自衛隊(172,355人) 海上自衛隊(49,464人) 航空自衛隊(51,091人) ・防衛庁に置かれる特別の機関 【所掌事務】 防衛庁設置法 第23条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊についてそれぞれ次の事務をつかさどる。 一 防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。 二 教育訓練、行動、編成、装備、配置、情報、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。 三 隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。 四 部隊等の管理及び運営の調整に関すること。 五 長官の定めた方針又は計画の執行に関すること。</p>	<p>防衛庁設置法 第22条 陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。 2 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。 3 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下単に「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。</p> <p>自衛隊法 第9条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、長官の指揮監督を受け、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務及び所部の隊員の服務を監督する。 2 陸上幕僚長は陸上自衛隊の隊務に関し、海上幕僚長は海上自衛隊の隊務に関し、航空幕僚長は航空自衛隊の隊務に関しそれぞれ最</p>	<p>防衛庁長官</p>

	<p>六 その他長官の命じた事項に関すること。</p> <p>2 長官は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、一の幕僚監部に他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる。</p> <p>第29条 本庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関を置く。</p>	<p>3 幕僚長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。</p>	
防衛大学の長 (1人)	<p>防衛大学校(609人)</p> <p>・防衛庁に置かれる施設等機関</p> <p>【所掌事務】</p> <p>防衛庁設置法第17条</p> <p>2 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</p> <p>4 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が第2項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合には、当該教育訓練を実施する。</p>		防衛庁長官
外局長官 (一)	<p>・各省に外局として置かれる機関(防衛施設庁を含む。)</p>	<p>国家行政組織法</p> <p>第10条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。</p> <p>第12条</p> <p>2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。</p> <p>第13条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。</p> <p>第14条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。</p> <p>2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>第15条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。</p> <p>・ 任命権者</p>	各省大臣(防衛庁長官)
内閣府審議官 (2人)	<p>内閣府本府</p>	<p>内閣府設置法第16条</p> <p>2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府(宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。)の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。</p>	内閣総理大臣
総務審議官等 (-)	<p>各省</p>	<p>国家行政組織法第18条</p> <p>4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律(庁にあつては、政令)でこれを定める。</p>	各省大臣
経済社会総合研究所長 (1人)	<p>・内閣府の本府に置かれる施設等機関(内閣府設置法第39条)</p> <p>【所掌事務】</p> <p>内閣府本府組織令第43条</p> <p>経済社会総合研究所(以下この条において「研究所」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論</p>		内閣総理大臣

	<p>を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）を行うこと。</p> <p>二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと。</p> <p>三 国民経済計算を作成すること。</p> <p>四 本府の所掌事務に関する研修を行うこと。</p> <p>2 研究所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。</p> <p>3 研究所は、内閣府設置法第四条第三項第五十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。</p>		
大学学長	大学：文部科学省に置かれる施設等機関	<p>学校教育法第58条</p> <p>3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p>	<p>文部科学大臣 必要手続等 評議会が行う選考 資格 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者 罷免手続等 評議会の審査</p> <p>* 評議会は、学長、学部長、大学附属研究所長等を評議員とする。（国立学校設置法第7条の3）</p>

内閣官房等

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
内閣総理大臣			
内閣官房長官 (国務大臣)			
内閣官房副長官 (3人)	内閣官房(598人) ・内閣に置かれる機関 【所掌事務等】 内閣法第12条 2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務 3 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。	内閣法第14条 3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。 内閣府設置法第8条 2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。 ・閣議に陪席	内閣 認証官 必要手続等 内閣総理大臣の申出
内閣法制局長官 (1人)	内閣法制局(76人) ・内閣に置かれる機関 【所掌事務】 一 閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。 二 法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。 三 法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。 四 内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究を行うこと。 五 その他法制一般に関すること。	内閣法制局設置法第2条 2 長官は、内閣法制局の事務を統括し、部内の職員の任免、進退を行い、且つ、その服務につき、これを統督する。 ・政府特別補佐人 ・閣議に陪席	内閣
内閣総理大臣補佐官 (5人以内)	内閣官房	内閣法第19条 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出
内閣危機管理監 (1人)	内閣官房	内閣法第15条 2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出
(内閣総理大臣補佐官)			
内閣官房副長官補 (3人)	内閣官房	内閣法第16条 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出

内閣広報官 (1人)	内閣官房 (内閣広報室)	内閣法第17条 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出
内閣情報官 (1人)	内閣官房 (内閣情報調査室)	内閣法 第12条 2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務。 第18条 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出
内閣法制次長 (1人)	内閣法制局	内閣法制局設置法第5条 2 次長は、長官を助け、局務を整理する。	内閣法制局長官

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
会計検査院長 (1人)	会計検査院(事務総局:1,253人) ・内閣に対し独立の地位を有する機関(憲法に根拠を持つ。) ・国家行政組織法等は適用されない ・事務総局あり:組織の細目については会計検査院規則 憲法 第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。 2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。 財政法 第19条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。 【所掌事務等】 会計検査院法 第20条 会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。 2 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。 3 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。 第21条 会計検査院は、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。	会計検査院法 第10条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。 第13条 事務総局に、事務総長1人、事務総局次長1人、秘書官、事務官、技官その他所用の職員を置く。 第14条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより、院長がこれを行う。 ・任命権者 ・各省各庁の長 国会法第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明をを求めることができる。	内閣 認証官 必要手続等 検査官(国会同意。任期7年・1回限り再任可。定年65歳)のうちから互選した者について内閣において命ずる 罷免手続等(検査官) 他の検査官の合議による決定及び両議院の議決
検査官 (2人)	会計検査院		内閣 国会同意 認証官
会計検査院事務総長 (1人)	会計検査院事務総局(1,253人)	会計検査院法 第15条 事務総長は、事務総局の局務を統理し、公文に署名する。	会計検査院長 必要手続等 検査官の合議
会計検査院事務総局次長 (1人)	会計検査院事務総局	会計検査院法第15条 2 次長は、事務総長を補佐し、その欠けたとき又は事故があるときは、その職務を行う。	会計検査院長 必要手続等 検査官の合議
人事院総裁 (1人)	人事院(事務総局:702人) ・内閣の所轄の下に置かれる機関 ・国家行政組織法等は適用されない ・事務総局あり:組織の細目については人事院規則 予算 国家公務員法第13条 3 人事院は、毎会計年度の開始前に、次の会計年度においてその必要とする経費の要求書を国の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。(略) 4 内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを国会に提出しなければならない。 【所掌事務等】 国家公務員法第3条 2 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善	国家公務員法第11条 2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。 ・政府特別補佐人(国会法第69条第2項) ・任命権者 【財政法上の各省各庁の長は内閣総理大臣となる。】	内閣 認証官 必要手続等 人事官(国会同意。任期4年・最長12年)の中から内閣が命ずる資格(人事官) ・人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する35歳以上の者であること ・任命前5年以内において、政党の役員等又は国・都道府県の公選による公職の候補者となった者でないこと ・その中の二人が同一政党に所属し又は同一の大学学部卒業者ではないこと

	及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。		罷免手続等（人事官） 国会の訴追に基づく、公開の弾劾手続（最高裁判所において行われる。）
人事官 （２人）	人事院		内閣 国会同意 認証官
人事院事務 総長 （１人）	人事院事務総局（702人）	国家公務員法 第14条 事務総長は、総裁の職務執行の補助者となり、その一般的監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、人事院会議の幹事となる。	人事院総裁
国家公務員倫理 審査会会長 （１人：非常 勤とすること ができる）	国家公務員倫理審査会 ・人事院に置かれる機関（国家行政組織法等は適用されない） ・独立した事務局あり（11人） 【所掌事務等】 一 国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、内閣に意見を申し出ること。 二 国家公務員倫理法又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。 三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。 四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。 五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に関し、各省各庁の長等に指導及び助言を行うこと。 六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。 七 国家公務員倫理法又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、任命権者に対し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。 八 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。 九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。 十 国家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。 十一 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限。	国家公務員倫理法 第13条 審査会は、会長及び委員4人をもって組織する。 2 会長及び委員は、非常勤とすることができる。 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。 第12条 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行使する。	内閣 国会同意 会長として任命 資格 ・人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有すること ・職員（検察官及び大学の教員を除く。）の在職期間が20年を越えないこと 罷免手続等 審査会の認定による
国家公務員倫理 審査会委員 （非常勤と することが できる）		・委員のうち1人は、人事官のうちから内閣が任命する者をもって充てられる。	内閣 国会同意

委員会

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
公正取引委員会委員長 (1人)	公正取引委員会(事務総局:658人) ・内閣総理大臣の所轄の下に置かれる機関(内閣府設置法第49条3項) ・規則制定権を有する ・事務総局(下に局が置かれる。)あり 【所掌事務】 一 私的独占の規制に関すること。 二 不当な取引制限の規制に関すること。 三 不正な取引方法の規制に関すること。 四 独占的状态に係る規制に関すること。 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委員会に属させられた事務。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 第33条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。 第28条 公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。 内閣府設置法 第58条 各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。 2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。 ・政府特別補佐人 ・任命権者	内閣総理大臣 国会同意 委員長として任命 認証官 資格 年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験があること 罷免手続等 公正取引委員会(本人を除く全員の一致)による決定
公正取引委員会委員 (4人)			内閣総理大臣 国会同意
公正取引委員会事務総長 (1人)	公正取引委員会事務総局	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第35条 3 事務総長は、事務総局の局務(第五十一条の二の規定により、公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。)を統理する。	公正取引委員会委員長
国家公安委員会委員 (5人)	国家公安委員会(警察庁:7,519人) ・内閣総理大臣の所轄の下に置かれる機関(内閣府設置法第49条3項) ・庶務は警察庁 ・委員長は国務大臣 ・規則制定権を有する ・警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長等を任命する 【所掌事務】 次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一 警察に関する制度の企画及び立案に関すること。 二 警察に関する国の予算に関すること。 三 警察に関する国の政策の評価に関すること。 四 大規模災害、騒乱、兇悪犯罪等に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。 五 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 六 広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関すること。 七 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。 八 国際捜査共助に関すること。 九 国際緊急援助活動に関すること。 十 所掌事務に係る国際協力に関すること。 十一 債権管理回収業に関する特別措置法の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。 十二 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。 十三 皇宮警察に関すること。 十四 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。 十五 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。 十六 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。 十七 犯罪統計に関すること。 十八 警察装備に関すること。 十九 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。	警察法 第4条 2 国家公安委員会は、委員長及び5人の委員をもって組織する。 第6条 委員長は、国務大臣をもって充てる。 2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。	内閣総理大臣 国会同意 資格 ・任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴を有さないこと ・3人以上が同一政党に属さないこと 罷免手続等 両院の同意

	二十 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。 二十一 前各号に掲げる事務を達成するために必要な監察に関すること。 二十二 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務。		
警察庁長官 (1人)	警察庁(7,519人) ・国家公安委員会に置かれる機関 【所掌事務】 国家公安委員会の管理の下に、警察法第五条第二項各号に掲げる事務（国家公安委員会の項参照）をつかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補佐する。	警察法第16条 2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。	国家公安委員会 必要手続等 内閣総理大臣の承認
警視總監 (1人)	警視庁 【所掌事務】 警察法 第47条 2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。	警察法 第48条 2 警視總監及び道府県警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する。 第55条 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。 3 第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、国家公安委員会が都道府県公安委員会の同意を得て、任免し、その他の職員は、警視總監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。	国家公安委員会 必要手続等 都公安委員会の同意及び内閣総理大臣の承認
警察庁次長 (1人)	警察庁(7,519人)	警察法第18条 2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各出局及び機関の事務を監督する。	警察庁長官
公害等調整委員会委員長 (1人)	公害等調整委員会 ・総務省の外局として置かれる機関（国家行政組織法第3条） ・規則制定権を有する ・独立した事務局あり（39人） 【所掌事務】 一 公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。 二 鉱区禁止地域の指定に関すること。 三 鉱業法その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の定めるところにより不服の裁定を行うこと。 四 土地収用法第二十七条第二項又は第百三十一条第一項の意見を述べること。 五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務。	公害等調整委員会設置法 第5条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。 第6条 委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。 2 委員のうち3人は、非常勤とする。 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 国家行政組織法 第10条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。 第12条 2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。 ・政府特別補佐人 ・任命権者	内閣総理大臣 国会同意 委員長として任命 資格（委員） 人格が高潔で識見が高いこと 罷免手続等（委員） 委員会（本人を除く全員一致）による認定
公害等調整委員会委員 (3人)			内閣総理大臣 国会同意
中央労働委員会の公益委員 (常勤は2人以内)	中央労働委員会 ・厚生労働省の外局として置かれる機関（国家行政組織法第3条） ・規則制定権を有する ・独立した事務局あり（114人） 【所掌事務】 一 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁） 二 不当労働行為事件の審査 三 労働組合の資格審査等	労働組合法 第19条の3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。 6 中央労働委員会の委員（次条から第19条の9までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。 第19条の9 2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。 3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。	内閣総理大臣 国会同意 必要手続等 会長は公益委員のうちから選挙 罷免手続等 両院の同意

第19条の11 中央労働委員会にその事務を整理させるために事務局を置き、事務局に会長の同意を得て厚生労働大臣が任命する事務局長及び必要な職員を置く。

国家行政組織法

第10条 各省大臣、各委員会の委員長及び各庁の長官は、その機関の事務を統括し、職員の服務について、これを統督する。

第12条

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各省大臣に対し、案をそなえて、省令を発することを求めることができる。

重要政策会議及び審議会等

<p>総合科学技術 会議議員 (常勤は4人 以内)</p>	<p>総合科学技術会議 内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる 企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、 関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適切な機 関(重要政策に関する会議)として、内閣府に置かれる機関。 【会議の所掌事務】 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図 るための基本的な政策について調査審議すること。 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、 人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技 術の振興に関する重要事項について調査審議すること。 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発 について評価を行うこと。 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関 し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る一に規定する基本 的な政策及び二に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見 を述べるができる。</p>	<p>(参考) 内閣府設置法 第29条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 内閣官房長官 二 科学技術政策担当大臣 三 各省大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている委員会 の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者 五 前二号に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちか ら、内閣総理大臣が指定する者 六 科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総 理大臣が任命する者</p>	<p>内閣総理大臣 国会同意 資格 科学又は技術に関して優れた識見を有す ること 罷免手続等 両院の同意</p>
<p>地方財政審議 会会長 (1人)</p>	<p>地方財政審議会 ・総務省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし 【所掌事務】 1 地方交付税の交付額の決定 2 地方特例交付金の交付額の決定 3 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与 税及び航空機燃料譲与税の譲与額の決定 4 総務大臣が価格等を決定する固定資産にかかる当該価格等の決定及び 配分 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金の額の決定 6 交通安全対策特別交付金の額の決定 7 地方債の許可の決定 8 当せん金付証券を発売することができる市の指定及び地方公共団体の 行う当せん金付証券の発売の許可 9 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更の同意 10 地方財政計画案の作成</p>	<p>総務省設置法 第10条 地方財政審議会は、委員5人をもって組織する。 第11条 地方財政審議会に、会長を置き、委員の互選により選任す る。 2 会長は、会務を総理し、地方財政審議会を代表する。</p>	<p>総務大臣 国会同意 会長は委員の互選による 資格 ・地方自治に関して優れた識見を有するこ と ・委員のうち3名は、全国知事及び全国都 道府県議会議長会、全国市長会及び全国 市議会議長会又は全国町村会及び全国町 村議会議長会がそれぞれ共同推薦した者 罷免手続等 ・両院の同意 ・共同推薦された委員については推薦組織 の意見聴取が必要</p>
<p>地方財政審議 会委員 (4人)</p>			<p>総務大臣 国会同意</p>
<p>原子力委員会 委員長 (1人)</p>	<p>原子力委員会 ・内閣府に置かれる機関(内閣府設置法第37条) ・独立した事務局なし 【所掌事務】 次に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。 一 原子力利用に関する政策に関すること。 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関す ること。 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること(原子力安全委員会 の所掌に属するものを除く。) 五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。 六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における 教授及び研究に係るものを除く。)に関すること。 七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。 八 一から七までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関</p>	<p>原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 第3条 委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。 2 委員のうち2人は、非常勤とすることができる。 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>内閣総理大臣 国会同意 委員長として任命 罷免手続等 両院の同意</p>

	すること（原子力安全委員会の所掌に属するものを除く。）。		
原子力委員会 委員（４人： ２人以内は非 常勤）			内閣総理大臣 国会同意
中央更生保護 審査会委員長 （１人）	中央更生保護審査会 ・法務省に置かれる機関（国家行政組織法第８条） ・独立した事務局なし 【所掌事務】 一 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をすること。 二 地方更生保護委員会がした決定につき、この法律及び行政不服審査法の定めるところにより審査を行い、裁決をすること。 三 その他犯罪者予防更生法又は他の法律により審査会に属せしめられた権限。	犯罪者予防更生法 第４条 審査会は、委員長及び委員４人で組織する。 第７条 委員のうち２人は、非常勤とする。 第９条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。	法務大臣 国会同意 委員長として任命 罷免手続等 両院の同意
中央更生保護 審査会委員 （２人）			法務大臣 国会同意
宇宙開発委員 会委員長 （１人）	宇宙開発委員会 ・文部科学省に置かれる機関（国家行政組織法第８条） ・独立した事務局なし 【所掌事務】 宇宙開発事業団の業務運営の基準となる宇宙開発に関する基本計画の議決及びそのための調査審議、並びに宇宙開発事業団理事長の任命に当たっての同意等。	文部科学省設置法 第９条 委員会は、委員長及び委員４人をもって組織する。 ２ 委員のうち２人は、非常勤とする。 第１０条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。	文部科学大臣 国会同意 委員長として任命 資格 宇宙の開発に関し優れた識見を有すること 罷免手続等 両院の同意
宇宙開発委員 会委員 （２人）			文部科学大臣 国会同意
証券取引等監 視委員会委員 長 （１人）	証券取引等監視委員会 ・金融庁におかれる機関（内閣府設置法第５４条） ・独立した事務局あり（１８２人） 【所掌事務】 一 証券取引法、外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法に基づく報告又は資料の徴収及び検査を行うこと。 二 証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること。 三 証券取引法、外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引及び金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融長長官に勧告すること。 四 証券取引等の検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について内閣総理大臣、金融長長官または財務大臣に建議すること。	金融庁設置法 第９条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。 第１０条 委員会は、委員長及び委員２人をもって組織する。 第１１条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。	内閣総理大臣 国会同意 委員長として任命 罷免手続等 委員会による認定
証券取引等監 視委員会委員 （２人）			内閣総理大臣 国会同意
航空・鉄道事 故調査委員会 委員長 （１人）	航空・鉄道事故調査委員会 ・国土交通省に置かれる機関（国家行政組織法第８条） ・独立した事務局あり（４１人） 【所掌事務】	航空・鉄道事故調査委員会設置法 第４条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。 第５条 委員会は、委員長及び委員９人をもって組織する。 ２ 委員のうち４人は、非常勤とする。	国土交通大臣 国会同意 委員長として任命 資格

	<ul style="list-style-type: none"> 一 航空事故の原因を究明するための調査を行うこと。 二 航空事故の兆候について航空事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。 三 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。 四 鉄道事故の兆候について鉄道事故を防止する観点から必要な調査を行うこと。 五 前各号の調査の結果に基づき、航空事故及び鉄道事故の防止のため講ずべき施策について勧告すること。 六 航空事故及び鉄道事故の防止のため講ずべき施策について建議すること。 七 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。 	3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の所掌事務の遂行につき科学的且つ公正な判断を行うことができると認められる者であること ・航空運送事業者、航空機等の製造等の事業を営む者又はその役員若しくは従業員ではないこと ・鉄道事業者、鉄道等の車両等の製造等を営む者又はその役員若しくは従業員ではないこと 罷免手続等 両院の同意
航空・鉄道事故調査委員会委員 (5人)			国土交通大臣 国会同意
社会保険審査会の委員長及び委員 (6人)	社会保険審査会 ・厚生労働省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし 【所掌事務】 健康保険法第80条、船員保険法第63条及び厚生年金保険法第90条等の規定による再審査請求並びに健康保険法第81条、船員保険法第64条及び厚生年金保険法第91条等の規定による審査請求の事件を取り扱う。	社会保険審査官及び社会保険審査会法 第20条 審査会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。 第21条 審査会は、委員長及び委員五人をもつて組織する。 第26条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。	厚生労働大臣 国会同意 委員長として任命 資格 人格が高潔であって、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有すること 罷免手続等 審査会(本人以外の全員の一致)による認定
労働保険審査会委員 (9人:3人以内は非常勤)	労働保険審査会 ・厚生労働省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし 【所掌事務】 一 労働者災害補償保険法第38条及び雇用保険法第69条の規定による再審査請求の事件を取り扱うこと。 二 中小企業退職金共済法第89条第1項の規定による審査の事務を取り扱うこと。	労働保険審査官及び労働保険審査会法 第26条 審査会は、委員九人をもつて組織する。 2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。 第29条 委員は、独立してその職権を行う。 第32条 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。	厚生労働大臣 国会同意 会長は常勤の委員のうちから互選 資格 人格が高潔であって、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有すること 罷免手続等 審査会(本人以外の全員の一致)による認定
公害健康被害補償不服審査会委員 (6人:3人以内は非常勤)	公害健康被害補償不服審査会 ・環境省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし 【所掌事務】 公害健康被害の補償等に関する法律第106条第2項の規定による審査請求の事件を取り扱うこと。	公害健康被害の補償等に関する法律 第112条 審査会は、委員六人をもつて組織する。 2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。 第115条 委員は、独立してその職権を行なう。 第118条 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。	環境大臣 国会同意 会長は常勤の委員のうちから互選 資格 人格が高潔であって、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有すること 罷免手続等 審査会(本人以外の全員の一致)による認定
原子力安全委員会委員 (5人:2人以内は非常勤)	原子力安全委員会 ・内閣府に置かれる機関(内閣府設置法第37条) ・独立した事務局あり 【所掌事務】 次に掲げる事項について企画し、審議し及び決定する。 一 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策に関すること。 二 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保に関するための規制に関すること。	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法 第14条 委員会は、委員五人をもつて組織する。 2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。 第15条 2 第4条の規定は、委員長について準用する。 【第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。】	内閣総理大臣 国会同意 委員長は互選 罷免手続等 両院の同意

	<p>三 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。</p> <p>四 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本に関すること。</p> <p>五 一から三までに掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保の規制に係るものに関すること。</p>		
土地鑑定委員会委員 (1人)	<p>土地鑑定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし <p>【所掌事務】 不動産鑑定士試験及び鑑定評価等に関すること。</p>	<p>地価公示法</p> <p>第14条 委員会は、委員七人をもつて組織する。</p> <p>2 委員のうち六人は、非常勤とする。</p> <p>第16条</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>国土交通大臣 国会同意 会長は互選 資格 不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有すること 罷免手続等 両院の同意</p>
情報公開審査会委員 (常勤は4人以内)	<p>情報公開審査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に置かれる機関(内閣府設置法第37条) ・独立した事務局あり <p>【所掌事務】 開示請求に係る行政文書の開示決定、一部開示決定及び不開示決定について不服申立てがあった場合における裁決又は決定をすべき行政機関の長(諮問庁)からの諮問に応じ、その不服申立てについて調査審議すること。</p>	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</p> <p>第22条 情報公開審査会は、委員十二人をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち四人以内は、常勤とすることができる。</p> <p>第24条</p> <p>2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。</p>	<p>内閣総理大臣 国会同意 会長は互選 資格 優れた識見を有すること 罷免手続等 両院の同意</p>
国地方係争処理委員会委員 (常勤は2人以内)	<p>国地方係争処理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局なし <p>【所掌事務】 国の関与について不服のある地方公共団体からの審査の申出に基づいて審査を行い、国の関与が違法等であると認められた場合には、国の行政庁に対して必要な措置を行う旨の勧告等を行うこと。</p>	<p>地方自治法</p> <p>第250条の8 委員会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。</p> <p>第250条の10</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>総務大臣 国会同意 会長は互選 資格 ・優れた識見を有すること ・そのうちの3人が同一の政党その他の政治団体に属さないこと 罷免手続等 両院の同意</p>
電気通信事業紛争処理委員会委員 (常勤は2人以内)	<p>電気通信事業紛争処理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局あり <p>【所掌事務】 電気通信事業者からの申請を受けて電気通信事業者間の紛争について斡旋及び仲裁を行うこと。また、総務大臣の諮問に応じて審議・答申を行うとともに、総務大臣に対して必要な勧告をすること。</p>	<p>電気通信事業法</p> <p>第88条の3 委員会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。</p> <p>第88条の4</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p>	<p>総務大臣 国会同意 会長は互選 資格 電気通信事業に関して優れた識見を有すること 罷免手続等 両院の同意</p>
運輸審議会委員 (4人)	<p>運輸審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省に置かれる機関(国家行政組織法第8条) ・独立した事務局あり <p>【所掌事務】 JR、地方鉄道、航路航空事業等における運賃及び料金の認可又は変更の命令、運輸事業の免許、合併、譲渡等について国土交通大臣の諮問に応じ勧告をすること。</p>	<p>国土交通省設置法</p> <p>第16条 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。</p> <p>2 委員のうち二人は、非常勤とする。</p> <p>第17条</p> <p>2 会長は、会務を総理し、運輸審議会を代表する。</p>	<p>国土交通大臣 国会同意 会長は互選 資格 35歳以上で広い経験と高い識見を有すること 罷免手続等 両院の同意</p>

宮内庁

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
宮内庁長官 (1人)	宮内庁(1,086人) ・内閣総理大臣の管理に属する機関 【所掌事務】 一 皇室制度の調査に関する事。 二 行幸啓に関する事。 三 賜与及び受納に関する事。 四 皇室会議及び皇室経済会議に関する事。 五 御璽国璽を保管する事。 六 側近に関する事。 七 皇族に関する事。 八 儀式に関する事。 九 交際に関する事。 十 雅楽に関する事。 十一 皇統譜の調製、登録及び保管に関する事。 十二 陵墓に関する事。 十三 図書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関する事。 十四 皇室用財産を管理する事。 十五 供進及び調理に関する事。 十六 皇室の車馬に関する事。 十七 皇室の衛生に関する事。 十八 正倉院宝庫及び正倉院宝物に関する事。 十九 御料牧場に関する事。 二十 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、宮内庁に属させられた事務。	宮内庁法 第8条 3 長官は、宮内庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。 4 長官は、宮内庁の所掌事務について、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、内閣府令を発することを求めることができる。 5 長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。 6 長官は、宮内庁の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。 7 長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができる。 ・任命権者	内閣 認証官 必要手続等 内閣総理大臣の申出
侍従長 (1人)	宮内庁(1,086人) 侍従職(78人) ・宮内庁の内部部局 【所掌事務】 一 御璽国璽を保管する事。 二 側近に関する事。 三 内廷にある皇族に関する事。	宮内庁法 第10条 3 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。	内閣 認証官 必要手続等 内閣総理大臣の申出
式部官長 (1人)	宮内庁(1,086人) 式部職(68人) ・宮内庁の内部部局 【所掌事務】 一 儀式に関する事。 二 交際に関する事。 三 雅楽に関する事。	宮内庁法 第13条 2 式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出
宮内庁次長 (1人)	宮内庁(1,086人)	宮内庁法 第9条 2 宮内庁次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局の事務を監督する。	宮内庁長官
東宮大夫 (1人)	宮内庁(1,086人) 東宮職(47人) ・宮内庁の内部部局 【所掌事務】 皇太子に関する事務。	宮内庁法 第12条 2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。	内閣 必要手続等 内閣総理大臣の申出

大公使

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
特命全権大使 特命全権公使 [1 2 8 人]	外務省	外務省設置法 第9条 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。 2 大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事及び特命全権大使とする。 3 在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。	内閣 認証官 必要手続等 外務大臣の申出
二千五年日本 国際博覧会政 府代表 (1 人)	外務省 【所掌事務等】 二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法 第3条 二千五年日本国際博覧会に関する事項について、国際博覧会条約（同条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千五年日本国際博覧会一般規則を含む。）の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。		内閣 必要手続等 外務大臣の申出

検察庁

官職名	所属組織	官職の職務内容等	任命権者等
<p>検事総長 (1人)</p>	<p>検察庁(11,399人) ・法務省に置かれる特別の機関 【所掌事務等】 検察庁法 第1条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。 第3条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。 第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。 第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。</p>	<p>検察庁法 第7条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。 第14条 法務大臣は、第四条及び第六条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。</p>	<p>内閣 認証官 資格 一 8年以上検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在つた者 二 最高裁の長官・判事、高裁長官又は判事の職に在つた者 三 司法修習生を修得し、又は3年以上大学で法学の教授等であった者で、8年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官の職に在つた者 罷免手続等 検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告 * 検察官適格審査会は、国会議員(衆4人、参2人)、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された11人の委員をもつて組織される。</p>
<p>検事長 (東京) (1人)</p>	<p>検察庁 検察庁法 第2条 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。</p>	<p>検察庁法 第8条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。</p>	<p>内閣 認証官 必要手続等 各高等検察庁検事長への補職は法務大臣が行う 資格及び罷免手続等 検事総長と同じ</p>
<p>検事長 (その他) (7人)</p>	<p>大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>最高検察庁 次長検事 (1人)</p>	<p>検察庁</p>	<p>検察庁法 第7条 2 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。</p>	<p>内閣 認証官 資格及び罷免手続等 検事総長と同じ</p>
<p>検事 (-)</p>	<p>検察庁</p>	<p>検察庁法 第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。 第9条 2 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。</p>	<p>法務大臣 資格 検事1級(検事正になれる検事)については、検事総長と同じ 罷免手続 検察官適格審査会の議決</p>